

【表 2.2.6】 京都府の荒茶生産量

(単位:トン)

年次別 区分	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	
生産量	3,198	3,418	3,100	3,091	3,098	2,878	2,804	2,717	2,844	
茶 期 別	一番茶	1,260	1,393	1,498	1,227	1,334	1,267	1,255	1,229	1,186
	二番茶	880	970	786	884	982	961	848	801	896
	三番茶	9	7	3	3	0	1	0	0	5
	番茶類	1,049	1,048	813	977	782	649	701	687	757
茶 種 別	煎茶	1,585	1,725	1,560	1,417	1,502	1,367	1,102	1,014	1,001
	かぶせ茶	158	171	235	322	302	353	337	352	445
	玉露	75	76	89	74	72	73	103	100	101
	てん茶	331	398	403	301	440	436	560	564	541
番茶類	1,049	1,048	813	977	782	649	702	687	757	

(出所：平成16年度京都府茶業統計)

平成12年以降、京都府における荒茶生産量は、平成16年でやや持ち直したものの減少傾向にある。

荒茶生産金額

京都府の過去9年間の荒茶生産金額を示したものが、【表2.2.6の2】である。

【表 2.2.6 の 2】 京都府の荒茶生産額

(単位:百万円)

年次別 区分	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	
生産額	7,970	8,275	7,158	7,792	7,772	6,969	7,514	7,709	7,663	
茶 期 別	一番茶	6,147	6,385	5,769	5,884	5,823	5,242	5,876	5,950	5,618
	二番茶	1,301	1,236	1,063	1,386	1,522	1,411	1,314	1,404	1,577
	三番茶	10	7	3	4	0	1	0	0	6
	番茶類	512	647	323	518	427	315	324	354	462
茶 種 別	煎茶	3,368	3,413	3,100	3,263	3,071	2,497	2,373	2,484	2,410
	かぶせ茶	391	467	563	962	878	942	912	1,007	1,246
	玉露	611	558	578	618	603	590	727	737	685
	てん茶	3,088	3,190	2,594	2,431	2,793	2,625	3,178	3,127	2,860
番茶類	512	647	323	518	427	315	324	354	462	

(出所：平成16年度京都府京都茶業統計)

荒茶生産金額も生産量の減少に伴い漸減傾向にある。

3. 各試験研究機関の概要

3.1. 試験研究機関の所在地

京都府の農業関係の試験研究機関の所在地を地図上にプロットした資料が次ページの【図3.1】である。南北に長い京都府の地理上の特徴を加味する形で、北は京丹後市から南は相楽郡精華町まで、広域にわたって研究施設が展開している点が特徴といえよう。

【図 3.1】 試験研究機関の所在地プロット地図



ところで、農業関係の試験研究機関については次の記述が参考になるとと思われる。

「我が国の農業関係の試験研究機関としては、国立、公立（都道府県）、民間、大学などがあり、相互に連携を図りつつ、農業上の問題解決のために試験研究を実施している。国立の機関は、作物の革新的育種技術の開発、農業生態系の管理技術の開発、地域農業を先導する技術体系の総合的な研究開発や新たなシーズの創出などを目指した研究など、行政上必要な研究開発やリスクが高く民間には期待しがたい基礎的・先導的分野の研究を実施している。一方、公立の機関はそれぞれ都道府県の農業に関わる技術上の問題を解決するために、普及および指導奨励に直接役立つ技術の研究開発を実施している。また、民間では、経済性が高く実用化につながる技術開発を目的としており、大学では、学術的探求を目的とした研究が実施されている。」（出所：「新編農学大事典」（養賢堂、2004））

次ページ以降、京都府の4つの試験研究機関について、その概要を個別に検討していくこととする。

3.2．農業総合研究所

3.2.1．農業総合研究所の沿革

農業総合研究所の沿革について、その概要をまとめたものが【表3.2.1】である。

【表 3.2.1】 農業総合研究所の沿革

年 月	沿 革 の 概 要
明治 33 年 4 月	葛野郡桂村（現京都市西京区桂下豆田町）に京都府立農事試験場として創設される。
大正 7 年 4 月	愛宕郡下鴨村（現京都市左京区下鴨半木町）に移転。
13 年 8 月	山城園芸場を綴喜郡田辺町（現京田辺市）に新設。竹野郡農会経営農場（現京丹後市弥栄町黒部）を府に移管、丹後分場とする。
昭和 24 年 4 月	京都府立農業試験場設置条例施行。山城園芸場を園芸種苗場、丹後分場を丹後支場に改称。
25 年 4 月	本場を南桑田郡亀岡町（現亀岡市余部町）に移転。
31 年 4 月	園芸種苗場を山城支場に改称。
8 月	本場の機構を庶務、作物、園芸、土壌肥料、病虫害、経営の 6 課に改組。
43 年 4 月	山城及び丹後支場をそれぞれ山城分場、丹後分場に改称。
48 年 6 月	京都府立農業試験場を京都府立農業研究所に改称し、庶務、経営普及、栽培、環境の 4 部に改組。
55 年 4 月	京都府農業総合研究所と改称し、山城分場は山城園芸研究所、丹後分場は丹後農業研究所として独立。
59 年 4 月	蚕業センターの試験研究課を統合し、中丹分室として発足。
平成 9 年 4 月	中丹分室、山城園芸研究所を廃止し、農業資源研究センターの設立に伴いバイオテクノロジー部門を同センターに移管の上、庶務、企画経営、作物、野菜、環境及び花き部の 6 部に改組（花き部は旧山城園芸研究所内に設置）。
15 年 4 月	花き部を本所に移転。

3.2.2. 農業総合研究所の業務内容

農業総合研究所の業務内容は次のとおりである。

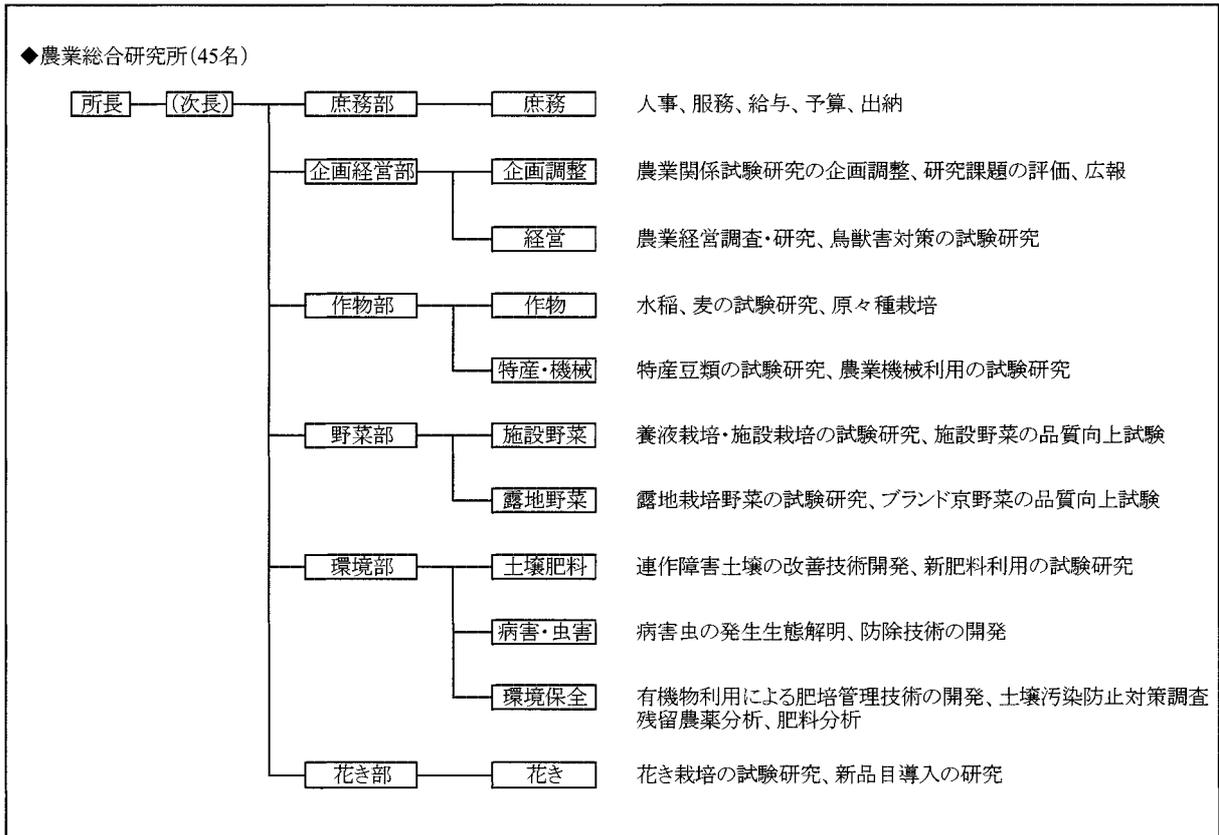
- (1) 農業に係る調査、試験及び研究に関すること
- (2) 農業生産、農業経営及び農民生活に係る普及事業の援助に関すること
- (3) 農業の生産環境の保全に関すること
- (4) 農業に関係のある物件の分析鑑定に関すること
- (5) 農業大学校の教育援助に関すること
- (6) 農業に関する試験研究機関の総括及び試験研究の総合調整に関すること
- (7) その他農業についての相談に関すること

3.2.3. 農業総合研究所の組織等

- (1) 組織図

農業総合研究所の組織図は、次ページの【図3.2.3】のとおりである。

【図 3.2.3】 農業総合研究所組織図



庶務を除く各部の配員数と職務分掌は次ページの【表3.2.3】のとおりである。

【表 3.2.3】 農業総合研究所各部職務分掌

①企画経営部(5人)	
企画調整	・研究所内、研究所間の研究管理、調整
広報	・施設公開、成績報告会、セミナーの開催 ・研究報告、研究所だよりの発行 ・研究所ホームページの作成
農業農村の活性化に関する調査研究	・都市住民と連携した地域活性化システムの解明
地産地消モデルの開発	・ブランド京野菜の流通実態調査
②作物部(8人)	
水稻、麦、大豆の品種選定と原々種生産	・奨励品種決定調査及び原々種生産
水稻、特産豆類の良質安定生産	・生育診断システムを利用した良食味米生産 ・「紫ずきん」の多収栽培と鮮度保持
丹波黒大豆系早生エダマメの育成	・食味のよい8月収穫品種の育成
丹波黒大豆における農業機械利用	・コンバイン収穫と画像処理選別技術
③野菜部(9人)	
京のブランド野菜の安定生産技術	・優良品種の選定及び新系統の評価(九条ネギ、山科ナス) ・優良苗生産技術(堀川ゴボウ) ・省力安定多収栽培技術(エビイモ、万願寺トウガラシ、伏見トウガラシ) ・新作型の開発(聖護院ダイコン)
養液栽培等先進技術の確立	・トマト、ナス、トウガラシ類の養液土耕 ・トマトの養液栽培
京の伝統野菜の原種保存と利活用	
④環境部(10人)	
有用微生物の利用	・植物生育促進根圏細菌(PGPR)
土壌・肥料の研究	・新肥料(緩効性肥料等)の利用と肥料検査 ・施設土壌等、農耕地土壌養分の適正化技術
病害虫防除の研究	・天敵、黄色蛍光灯、微生物利用による防除
農薬残留調査と地球環境保全対策	・適用農薬登録拡大調査 ・堆肥の有効利用と温室効果ガスの発生抑制対策
鳥獣害対策の研究	・複合防護柵の評価・検証と野生獣動態把握
⑤花き部(5人)	
高品質生産技術	・トルコギキョウ、花壇苗
鮮度・品質保持技術	・花壇苗品質保持 ・トルコギキョウ鮮度保持
品種育成	・湿地カラーの疫病抵抗性品種 ・開花期変動の少ない盆コギク
品目開発	・京都をイメージする切り花品目 ・商品性の高い鉢物・花壇苗
品種選定・栽培開発	・屋上緑化を想定した花き苗環境ストレス耐性付与技術開発

(2) 農業総合研究所の最近5年間の職員数推移

農業総合研究所における最近5年間の職員数の推移は次ページの【表3.2.3の2】のとおりである。

【表 3.2.3 の 2】 農業総合研究所職員数推移

(単位:人)

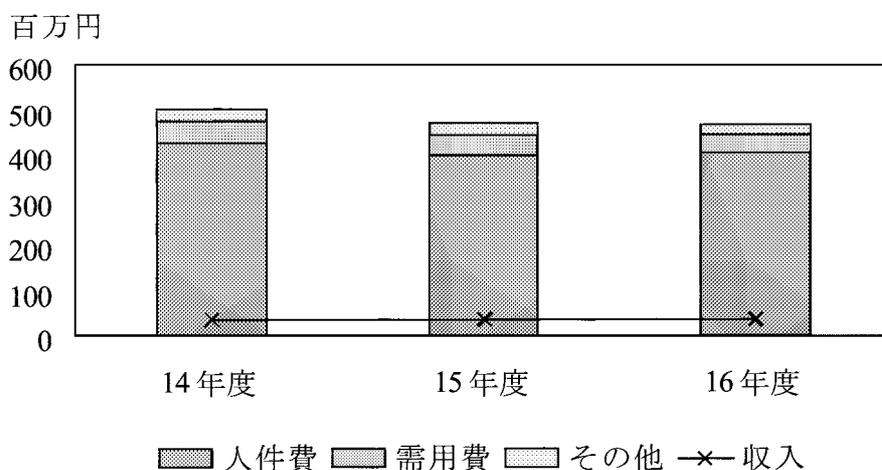
年度	事務職	研究職	協約職	任期付	計	嘱託
12	6	33	10	0	49	7
13	6	33	10	0	49	6
14	6	32	10	0	48	6
15	5	31	8	1	45	4
16	5	31	8	1	45	4

3.2.4. 農業総合研究所の決算数値

農業総合研究所の過去3年の決算数値を【図3.2.4】に示す。経費支出額は、年々減少傾向にあるが、内訳の大半は人件費である。

【図 3.2.4】 農業総合研究所過去3年の決算数値

収入・支出年次推移



3.2.5. 農業総合研究所の施設概要

農業総合研究所の施設概要は以下のとおりである。

【表 3.2.5】 農業総合研究所の土地概要

	合計	備考
本所	65,428m ²	
(旧)花き部	34,897m ²	
原種農場	47,806m ²	南丹市八木町
合計	148,131m ²	

【表 3.2.5 の 2】 農業総合研究所の建物概要

	本館	付属設備	合計
本所	2,915m ²	4,952m ²	7,867m ²
(旧)花き部	1,155m ²	2,408m ²	3,563m ²
原種農場	—	624m ²	624m ²
合計	4,070m ²	7,984m ²	12,054m ²

3.2.6. 農業総合研究所における試験研究の重点目標

農業総合研究所における試験研究の重点目標は、次ページの【表3.2.6】のとおりである。

【表 3.2.6】 農業総合研究所における試験研究の重点目標

(1) 高品質・高付加価値化による京都ブランドの確立
京野菜を中心に地域の特性を活かした新しい導入作物の検討を行うとともに、みず菜、伏見とうがらし、紫ずきん、エビイモ、花壇苗など提案型の産地づくり品目の高品質栽培技術を開発し、京都ブランドの確立を図る。
(2) 生産者にやさしく快適な作業技術や機器の開発
若者をはじめ、女性や高齢者など多様な担い手の就農を積極的に進めるため、栽培技術の改善や機械化、作業の分業化などにより作業効率と快適性向上のための技術を開発する。
(3) 安心・安全な農林水産物の供給と環境に配慮した生産技術の開発
消費者に安心・安全な農産物を供給するため、農薬・化学肥料、プラスチック資材等の適正利用技術や土壌、水質の汚染防止等環境の保全管理技術並びに資源リサイクル型農業技術を確立する。
(4) 農業・農村の活性化と優れた経営体の育成
地域の合意形成を基本にした土地利用調整による作業受委託や都市住民との交流型農業の展開による地域営農の仕組みづくり、茶や園芸作物等のすぐれた経営体育成支援を推進するための調査研究や事例分析を実施し、農業・農村の活性化を図り所得向上に役立てる。
(5) 生産コストの低減と高位安定生産技術の開発
土地利用型作物において、ほ場整備田を有効に活用する土地利用方式の改善と中・大型機械の一貫作業体系を確立し、大幅なコスト低減と高品質省力安定生産技術を開発する。

3.3. 農業資源研究センター

3.3.1. 農業資源研究センターの沿革

農業資源研究センターは、京都府立大学農学部基礎研究と農林水産部の応用研究とが一体となり、その相乗効果を発揮することにより、バイオテクノロジーを駆使して京野菜や黒大豆など京都ならではの特産物の品種改良を行い、京都府農業の一層の振興に寄与することを企図して設立された。その沿革は、【表3.3.1】のとおりである。

【表 3.3.1】 農業資源研究センターの沿革

年 月	沿 革 の 概 要
平成 4 年 4 月	基本構想策定。
9 月	用地取得（17.9 ha、府大農場含む）完了（京都府土地開発公社が管理）。
9 年 3 月	本館完成。
4 月	開設。所長、次長、庶務部、基礎研究部（遺伝子工学研究室）、応用研究部でスタート。
13 年 10 月	基礎研究部に細胞工学研究室を開設。

また、農業資源研究センターでは、クリーンで尽きることのない太陽光エネルギーによる発電システムを設置し、太陽光発電の普及促進と地域環境問題に関する理解促進も図っている。

3.3.2. 農業資源研究センターの業務内容

農業資源研究センターの業務内容は次のとおりである。

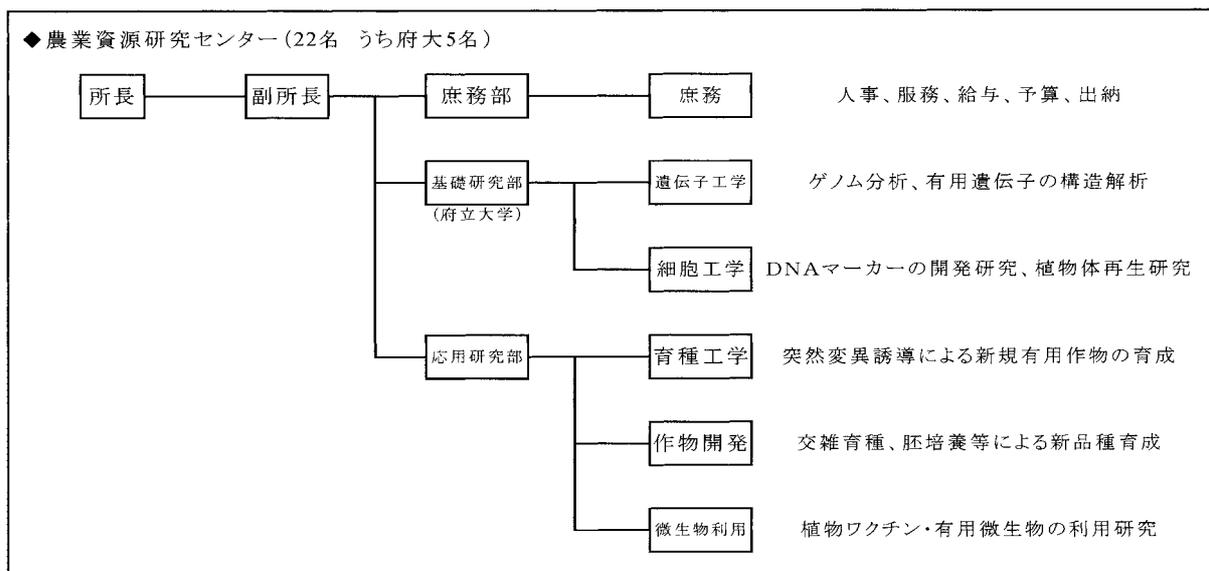
- (1) 農業バイオテクノロジーに係る研究に関すること
- (2) 農業生産に係る普及事業の援助に関すること
- (3) 農業の生産環境の保全に関すること
- (4) 農業大学校の教育援助に関すること
- (5) その他農業についての相談に関すること

3.3.3. 農業資源研究センターの組織等

(1) 組織図

農業資源研究センターの組織図は、次の【図3.3.3】のとおりである。

【図 3.3.3】 農業資源研究センター組織図



庶務課を除く各部の配員数と職務分掌は【表3.3.3】のとおりである。

【表 3.3.3】 農業資源研究センター各部職務分掌

①基礎研究部(5人)	
遺伝子工学研究室	有用遺伝子の単離と有用物質集積機構の解明 環境ストレス耐性遺伝子、病害虫抵抗性遺伝子の単離・構造の解析
細胞工学研究室	細胞からの植物体再生メカニズムの解明 野菜育種を効率化するDNAの探索と活用
②応用研究部(12人)	
育種工学研究分野	細胞融合等による特産作物の高品質、病害虫抵抗性等新品種・育種素材の作出 突然変異誘導技術の利用による特産花き新品種・育種素材の作出
作物開発研究分野	細胞培養、薬培養等交雑・選抜育種手法等の併用による特産作物の新品種・育種素材の作出 特産作物の優良種苗の大量増殖技術の開発
微生物研究分野	有用微生物を利用した特産作物の病害虫防除技術の開発 環境にやさしい微生物の探索と利用技術の開発

(2) 農業資源研究センターの最近5年間の職員数推移

農業資源研究センターにおける最近5年間の職員数の推移は次の【表3.3.3の2】に示すとおりである。

【表 3.3.3 の 2】 農業資源研究センター職員数推移

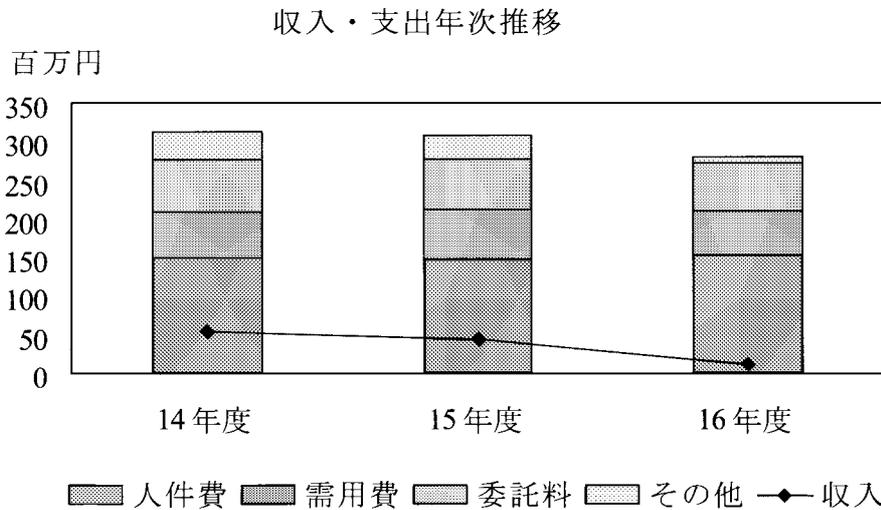
(単位:人)

年度	月	所長	副所長 (次長)	庶務部	基礎研究部			応用研究部				合計	
					遺伝子工学	細胞工学	計	研究職	協約職	任期付	嘱託		計
12		1	1	3	3		3	9	2		1	12	20
13	4~9	1	1	3	3		3	9	2		1	12	20
	10~12	1	1	3	3	1	4	9	2		1	12	21
	1~3	1	1	3	3	2	5	9	2			12	22
14		1	1	3	3	2	5	9	2			12	22
15		1	1	3	3	2	5	8	2	2		12	22
16		1	1	3	3	2	5	8	2	2		12	22

3.3.4. 農業資源研究センターの決算数値

農業資源研究センターの過去3年の決算数値を【図3.3.4】に示す。経費支出額は年々減少傾向にあり、また平成16年度の収入の減少は、受託研究の減少によるものである。

【図 3.3.4】 農業資源研究センター過去3年の決算数値



3.3.5. 農業資源研究センターの施設概要

農業資源研究センターの施設概要は以下のとおりである。

【表 3.3.5】 農業資源研究センターの土地概要

土地総面積		18,459m ²
ほ場面積		6,580m ²
内訳	水田	4,000m ²
	畑	2,000m ²
	隔離ほ場	500m ²
	有底水田	80m ²

【表 3.3.5 の 2】 農業資源研究センターの建物概要

	総面積	延べ床面積
本 館	2,169.06m ²	4,506.10m ²
精密温室棟	378.00m ²	378.00m ²
調査棟	161.00m ²	161.00m ²
作業棟	188.00m ²	221.93m ²
育種母体乾燥保管所場	57.60m ²	57.60m ²
検定温室	597.65m ²	597.65m ²
評価温室1	138.30m ²	138.30m ²
評価温室2	138.30m ²	138.30m ²
栽培温室1	197.02m ²	197.02m ²
栽培温室2	197.02m ²	197.02m ²
栽培温室3	172.80m ²	172.80m ²
プロパンガスボンベ庫等	77.12m ²	77.12m ²
合 計	4,471.87m ²	6,842.84m ²

3.3.6. 農業資源研究センターにおける試験研究の重点目標

農業資源研究センターにおける試験研究の重点目標を一覧にしたものが次ページの【表3.3.6】である。

【表 3.3.6】 農業資源研究センターにおける試験研究の重点目標

(1) 基礎研究部の目標	
<p>農業の飛躍的発展と環境保全に資するため、遺伝子工学研究分野における作物の品種改良や微生物利用に役立つ有用遺伝子の単離とその機能及び発現機構の解明、それら有用遺伝子による作物の改良や、細胞工学研究分野における細胞質転換・交配による新品種育種手法の開発等の研究を行う。</p>	
①有用遺伝子の単離と有用物質集積機構の解明	<p>高栄養、高機能性等新しい有用遺伝子の単離技術の開発</p> <p>有用物質集積機構の解明</p>
②環境ストレス耐性遺伝子、病虫害抵抗性遺伝子の単離・構造の解析	<p>SOD 関連（環境耐性増強因子）遺伝子の単離・構造の解析</p> <p>プロテアーゼインヒビター（タンパク質分解酵素阻害因子、即ち病虫害抵抗性物質）遺伝子の単離・構造の解析</p> <p>アスコルビン酸（植物のストレス耐性因子）合成系遺伝子の単離・構造の解析</p>
③細胞からの植物体再生メカニズムの解明、野菜育種を効率化する DNA の探索と活用	<p>DNA 多型解析を利用した野菜育種手法の開発</p> <p>作物の培養細胞再分化及び器官形成を制御する因子の探索</p>
(2) 応用研究部の目標	
<p>突然変異誘導、細胞融合、細胞培養や組織培養等のバイオテクノロジー及び交雑・選抜手法を用いて、府特産物である京野菜や特産豆類、花き等を対象に高品質、病虫害抵抗性、多収、栽培特性向上など有用形質を備えた新品種・育種素材の開発を行う。</p> <p>また、府特産物についてウィルスフリーや高品質、高生産性選抜系統、植物ワクチン接種苗など高付加価値苗の大量増殖技術の開発を行う。さらに、自然生態系を活かした環境調和型農業技術の開発を目指し、植物ワクチン・拮抗微生物・生育促進微生物等有用微生物の探索や改良、機能解析等を進め、有用微生物利用技術の開発を行う。</p>	
①育種工学研究分野	<p>突然変異誘導による特産作物の高品質、病虫害抵抗性等新品種と育種素材の抽出</p> <p>細胞融合による特産作物の高品質、病虫害抵抗性等の新品種・育種素材の作出</p>
②作物開発研究分野	<p>細胞培養、蒴・花粉培養等、及び交雑・選抜手法等との併用による特産作物の新品種・育種素材の作出</p> <p>特産作物のウィルスフリー優良系統の作出と優良種苗の大量増殖技術開発</p> <p>遺伝資源（DNA、細胞、微生物、育種対象作物）の収集・保存と評価</p>
③微生物利用研究分野	<p>有害動植物に対応した作物保護型有用微生物の探索と利用技術の開発</p> <p>生育促進機能等を持つ作物共生型有用微生物の探索と利用技術の開発</p> <p>環境に適合した生態系保全型有用微生物の探索と利用技術の開発</p>

3.4. 丹後農業研究所

3.4.1. 丹後農業研究所の沿革

丹後農業研究所の沿革についてまとめたものが、次ページの【表3.4.1】である。

【表 3.4.1】丹後農業研究所の沿革

年 月	沿 革 の 概 要
大正 13 年 8 月	京都府立農事試験場丹後分場として発足。
昭和 22 年 6 月	網野町網野に砂丘試験地を設置。
25 年 4 月	京都府立農業試験場丹後支場に改称。
26 年 10 月	砂丘試験地を網野町木津に移転。
29 年 11 月	砂丘試験地を網野町浜詰に移転。
43 年 4 月	京都府立農業試験場丹後分場に改称。
48 年 6 月	京都府立農業研究所丹後分場に改称。
54 年 6 月	砂丘試験地の本館、研究施設の改築整備。
55 年 4 月	京都府丹後農業研究所に改称。
57 年 3 月	本館新築整備。
58 年 4 月	砂丘試験地を砂丘分室に改称。
63 年 3 月	砂丘分室試験ほ場の拡充整備。
平成 9 年 4 月	砂丘分室を廃止、砂丘試験地を設置。
13 年 3 月	砂丘試験地を廃止。

3.4.2 . 丹後農業研究所の業務内容

丹後農業研究所の業務内容は次のとおりである。

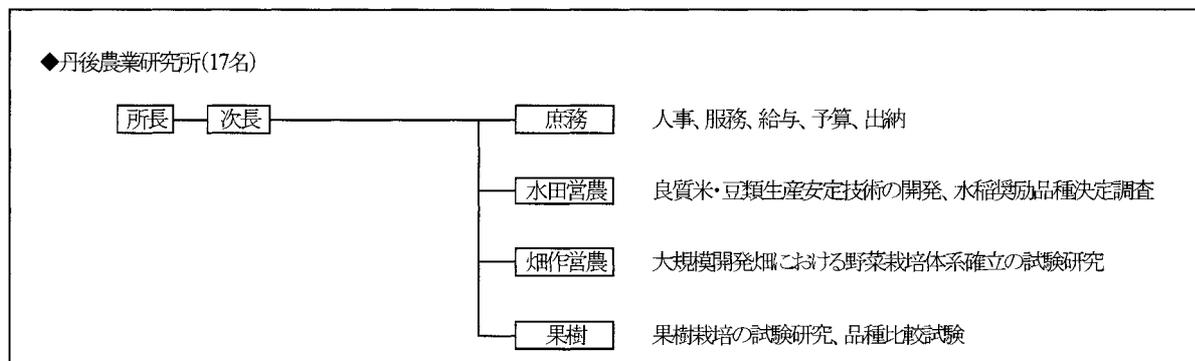
- (1) 農業に係る調査、試験及び研究に関すること
- (2) 農業生産、農業経営及び農民生活に係る普及事業の援助に関すること
- (3) 農業の生産環境の保全に関すること
- (4) 農業に関係のある物件の分析鑑定に関すること
- (5) 農業大学校の教育援助に関すること
- (6) その他農業についての相談に関すること

3.4.3 . 丹後農業研究所の組織等

(1) 組織図

丹後農業研究所の組織図は、次の【図3.4.3】のとおりである。

【図 3.4.3】丹後農業研究所の組織図



庶務を除く各部課の配員数と職務分掌は次ページの【表3.4.3】のとおりである。

【表 3.4.3】 丹後農業研究所の職務分掌

①水田営農(3人)	
水稻作況調査	毎年同じ条件で栽培した水稻の生育状況を調査
丹後地域での高品質・良食味米栽培技術の開発	丹後コシヒカリの「特A」維持に向け、高温条件下での高品質・良食味生産技術を開発
地域の未利用資源を活用した丹後こだわり米生産技術	丹後地域にある「かに殻」や「竹粉」を利用した、安心・安全な丹後こだわり米の栽培技術を開発
丹後地域における黒大豆の安定直播栽培	丹後地域において、黒大豆を直播するため、播種時期、栽植密度などを検討
②畑作営農(4人)	
開発農地における金時ニンジン栽培	金時ニンジンの大規模営農技術の確立
小エビイモの省力・多収栽培技術	商品価値の高い秀品の増収 「こえびちゃん」の多収栽培技術
開発農地におけるエダマメの大規模機械化栽培	早生系黒大豆エダマメ品種の直播機械化栽培の開発
開発農地における茶の栽培技術	丹後地域に適した茶品種の栽培方法等の検討
③果樹(5人)	
「京たんご梨」のブランド率向上対策	ナギナタガヤ草生栽培の検討 高品質ナシ生産のための土壌管理技術の検討 果実の外観を悪くしている「あざ果」対策
ナシの加温ハウス栽培の検討	ハウスを使って、普通の栽培より1ヶ月早いお盆前に収穫できる技術を検討
ブドウの有望品種の選定	黒、赤、白系品種からそれぞれ品質の高い品種を選定
果樹新系統地域適応性試験	ナシ、モモ、ブドウの新しく育成された系統について、丹後地域における栽培適応性について調査

(2) 丹後農業研究所の最近5年間の職員数推移

丹後農業研究所における最近5年間の職員数の推移は【表3.4.3の2】の通りである。

【表 3.4.3 の 2】 丹後農業研究所職員数推移

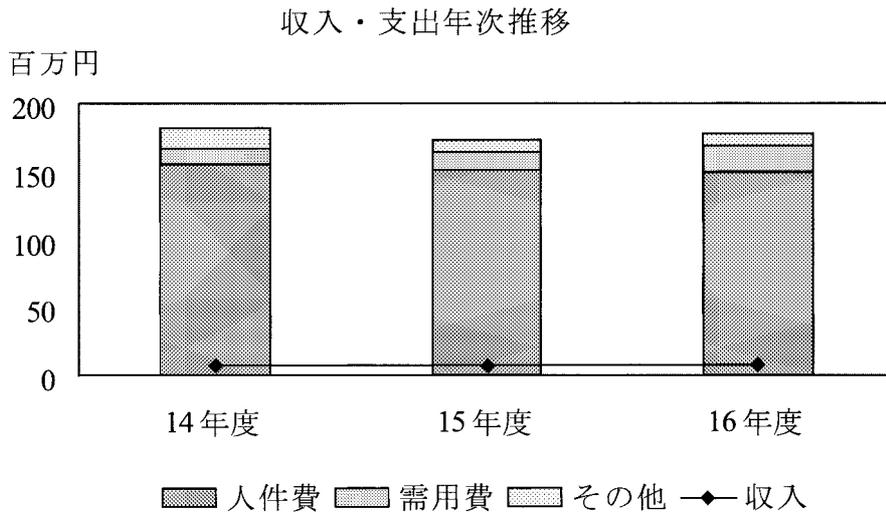
(単位:人)

年度	事務職	研究職	協約職	任期付	計	嘱託
12	2	10	6	0	18	0
13	2	10	5	0	17	0
14	3	9	5	0	17	0
15	3	9	5	0	17	0
16	3	9	5	0	17	0

3.4.4. 丹後農業研究所の決算数値

丹後農業研究所の過去3年の決算数値を次ページの【図3.4.4】に示す。経費支出額は、横這い傾向であり、その過半が人件費で占められている。

【図 3.4.4】 丹後農業研究所過去 3 年の決算数値



3.4.5 . 丹後農業研究所の施設概要

丹後農業研究所の施設概要は【表3.4.5】、【表3.4.5の2】のとおりである。

【表 3.4.5】 丹後農業研究所の土地概要

建物敷地面積		7,990 ^{m²}
内訳	本館	3,616 ^{m²}
	ほ場管理棟	4,374 ^{m²}
試験ほ場面積		26,710 ^{m²}
内訳	野菜畑	3,230 ^{m²}
	水田	9,445 ^{m²}
	果樹園	14,035 ^{m²}
合 計		34,700 ^{m²}

【表 3.4.5 の 2】 丹後農業研究所の建物概要

	総面積	延べ床面積
本館	730 ^{m²}	1,264.6 ^{m²}
付属施設	1,172 ^{m²}	1,518.2 ^{m²}
合 計	1,902 ^{m²}	2,782.8 ^{m²}

3.4.6 . 丹後農業研究所における試験研究の重点目標

水稲に特化してきた丹後地域の農業生産構造を改革し、「しなやかでたくましい丹後農業」を構築するため、稲作の大規模低コスト生産体制を強化し、良食味の「丹後米」ブランド（平成15年産米食味ランキング特A復帰）を維持するとともに、水田や丹後国営開発農地あるいは砂丘地等の立地条件を活かして、特産豆類等の転換作物、野菜・果樹・花き等の園芸作物などを振興し、丹後に多面的農業を展開させる必要があり、研究担当別に次ページの【表3.4.6】に示す方向で主な試験研究を推進している。

【表 3.4.6】丹後農業研究所における試験研究の重点目標

(1) 水田営農担当	
	丹後地域では「コシヒカリ」1等米比率の向上が求められており、良質・良食味米生産のため近年の気象変化に対応した施肥管理技術を明らかにする。
	大規模稲作を実現するため、「コシヒカリ」の打ち込み式代かき同時直播技術を実証するとともに、収量安定のための施肥技術を確立する。
	地域の未利用資源を肥料や雑草防除などの水稲生産に活用し、「丹後こだわり米」の栽培技術を開発する。
	丹後地域における黒大豆の安定直播栽培技術を確立する。
(2) 畑作営農担当	
	丹後国営開発農地のスケールメリットを生かす乗用型茶園管理機の導入を前提とした、積雪地帯の茶の栽培品種、栽培管理技術を確立する。
	丹後地域に適した小エビイモの省力・多収栽培技術を確立する。
	丹後国営開発農地の野菜採種に代わる品目としてエダマメの大規模機械化栽培技術を検討する。
	丹後国営開発農地では高所得を目指した施設栽培の導入がみられるようになってきているため、太陽光発電を利用したハウス昇温抑制システムの開発と連作障害回避のための環境保全型施肥管理技術の確立を行う。
	大規模生産が可能な加工用タマネギの生産安定技術を確立する。
(3) 果樹担当	
	「京たんご梨」の高糖度果実を生産するための施肥方法を確立するとともに、糖度に影響している樹体内養分の特定と簡易測定方法の検討を行う。
	「京たんご梨」のあざ果発生原因の究明と軽減対策技術の検討を行う。
	ナシ栽培の労力分散を図るため8月上旬に収穫ができる加温ハウス栽培体系を確立する。
	丹後地域での夏場の観光シーズンの直売をねらって、大粒系ブドウの施設栽培による早出し技術を確立する。
	ナギナタガヤ草生栽培によるナシの高品質果実生産技術を確立する。
	ナシ、モモ、ブドウで労力分散や出荷期の延長をねらって、開花期や熟期の異なる新品種を検索する。

3.5. 茶業研究所

3.5.1. 茶業研究所の沿革

茶業研究所の沿革について、【表3.5.1】にまとめた。

【表 3.5.1】茶業研究所の沿革

年 月	沿 革 の 概 要
大正 14 年	久世郡宇治町宇治若森 7 番地に京都府茶業研究所を設置する。
昭和 22 年～ 25 年	農林省宇治農事改良実験所を併設する。
25 年	研究機関の整備統合により京都府立農業試験場茶業研究所となる。
31 年	府条例の改正により京都府立茶業研究所となる。
44 年	宇治市白川中ノ藪 1 番地の現在地に移転し、試験茶園の統合と研究施設の充実を図る。

3.5.2. 茶業研究所の業務内容

茶業研究所の業務内容は次のとおりである。

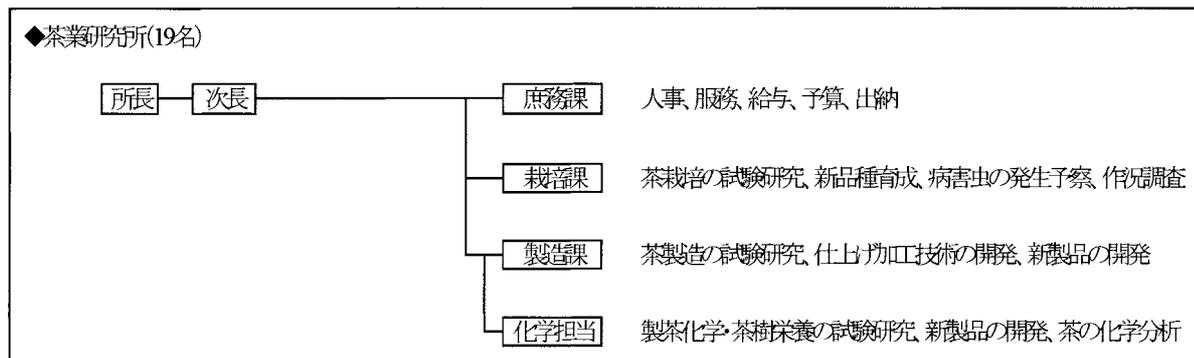
- (1) 茶業の改良に関する試験及び研究に関すること
- (2) 茶の作況調査に関すること
- (3) 茶業に関係のある物件の分析鑑定に関すること
- (4) 茶種苗の育成及び配付に関すること
- (5) 茶業に関する普及事業の援助に関すること

3.5.3. 茶業研究所の組織等

(1) 組織図

茶業研究所の組織図は、次の【図3.5.3】のとおりである。

【図 3.5.3】 茶業研究所の組織図



庶務課を除く各部の配員数と職務分掌は【表3.5.3】のとおりである。

【表 3.5.3】 茶業研究所各課職務分掌

①栽培課（10名）	
優良品種の育成	
在来種の選抜収集に関する調査	
新品種育成	
宇治茶増産につながる支援技術の確立	
丹後国営開発農地における茶栽培の技術確立	
環境保全型農業につながる支援技術の開発	
被覆肥料利用による効率的施肥法の確立	
牛ふん堆肥による茶園施肥体系の確立	
点滴施肥による茶園施肥管理体系の確立	
点滴施肥導入機械摘み茶園における整せん枝法の確立	
減農薬生産技術の確立	
チャノホソガの防除要否の判定技術の確立	
適用農薬登録拡大調査	
病害虫発生状況調査	
②製造課（4名）	
宇治茶を特徴付ける製茶法の確立	
新熱源を用いた高能率てん茶機の開発	
香味が発揚する製茶技術の確立	
てん茶の色情報解析に基づく製茶技術の確立	
荒茶の遊離アミノ酸含有率が製茶品質に及ぼす影響	
③化学担当（2名）	
茶の保健成分の検索と利用技術の開発	
てん茶の茎の高度利用食品の開発と機能性評価	
煎茶の香気発揚技術の確立	
施肥量と香りの関係解明	

(2) 茶業研究所における最近5年間の職員数推移

茶業研究所における最近5年間の職員数の推移は次ページの【表3.5.3の2】の通りである。

【表 3.5.3 の 2】 茶業研究所職員数推移

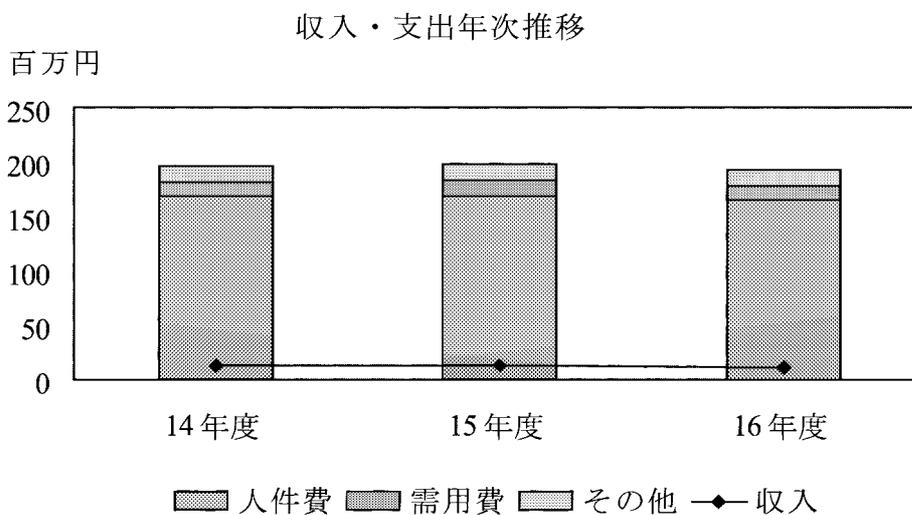
(単位:人)

年度	事務職	研究職	協約職	任期付	計	嘱託
12	1	14	5	0	20	0
13	1	14	5	0	20	0
14	2	13	5	0	20	0
15	2	13	5	0	20	0
16	2	13	4	0	19	1

3.5.4. 茶業研究所の決算数値

茶業研究所の過去3年の決算数値を【図3.5.4】に示す。経費支出額は、年々横這い傾向であり、その過半が人件費で占められている。

【図 3.5.4】 茶業研究所過去3年の決算数値



3.5.5. 茶業研究所の施設概要

茶業研究所の施設概要は以下のとおりである。

【表 3.5.5】 茶業研究所の土地概要

試験茶園	20,000m ²
建物敷地	2,392m ²
道路、その他	23,182m ²
合 計	45,574m ²

【表 3.5.5 の 2】 茶業研究所の建物概要

本 館	797m ²
製茶工場	514m ²
ガラス室	106m ²
冷蔵庫	52m ²
倉庫・車庫・工作室その他	636m ²
合 計	2,105m ²

3.5.6. 茶業研究所の試験研究の重点目標

茶業研究所の試験研究の重点目標をまとめたものが次ページの【表3.5.6】である。

【表 3.5.6】茶業研究所における試験研究の重点目標

(1) 優良品種の育成・選定
宇治在来種の利用、覆い下品種の育成
(2) 環境に優しい茶生産技術の確立
省力的、低コスト、高品質栽培管理技術の確立
現行の収量、品質を維持する合理的施肥の確立
生物的、物理的、耕種的防除法を取り入れた減農薬栽培の確立
(3) 製茶技術の改善
高品質、自動化、省力化製造技術の改善
(4) 新製品開発
機能性成分活用技術の開発

第3 外部監査の結果-問題点の指摘と改善提案

1. 監査結果総括

1.1. 収入事務について

1.1.1. 監査の視点

各試験研究機関の収入事務が、関係法令等に準拠して行われているか否かについて検討するとともに、経済性・効率性・有効性という観点からも検討を加えた。

1.1.2. 監査手続

平成16年度の収入事務について、収入内容を確認するとともに、使用料及び手数料が条例等で定められた金額に基づき調定額が適正に算定されていることを確かめた。また、生産物売払い収入（以下、財産収入（生産物販売）という。）について売却単価の決定方法や売却先の妥当性についても検討を加えている。

1.1.3. 監査の結果 - 問題点の指摘と改善提案

(1) 生産物販売先の現状

財産収入（生産物販売）とは、各試験研究機関の試験研究過程において副産物として産出された米や野菜果物等（以下、生産物という）の販売に係る収入のことである。

生産物の販売については、米が農協の設定した価格で農協に引き取られているほか、他の野菜果物等の単価は、原則として市場価格（卸売価格）を参考に設定されている。

また、米以外の野菜果物等については、各試験研究機関の施設公開日における府民への販売を除き、その大部分がもっぱら京都府の職員（農業総合研究所・農業資源研究センター・丹後農業研究所においては最寄りの広域振興局職員、茶業研究所においては本庁の職員）を対象として販売されているのが実態である。また、その販売方法についても、茶業研究所以外は、各試験研究機関の庶務課職員が最寄りの広域振興局に持参して販売している。

各試験研究機関の予算では、収入予算として生産物販売収入が見込まれており、収入予算の未達成部分について支出予算の減額が行われている。そのため、生産物を収穫した当日に全量を販売する必要性から、販売が確実に見込まれる広域振興局や本庁職員をその対象としていることが窺える。

しかし、各試験研究機関での生産物が試験研究過程の副産物的なものであるとはいえ、そのコストは府民が負担していることを考えた場合、もっぱら府の職員を対象に販売が行われていることについては疑問なしとしない。また、各試験研究機関の職員が生産物の販売にどれだけの時間を費やしているのかについては詳細なデータを入手することができなかったが、平成16年度における生産物販売収入が14,111千円であるところ、その金額で販売に携わった4つの試験研究機関の庶務担当職員の人件費がカバーできているかどうかは疑問の残るところである。費用対効果を考えた場合、庶務担当職員が生産物を販売するより、むしろ廃棄処分をした方が結果としてコストの負担が小さくなるのではないかという意見も仄聞するが、ここは各試験研究機関において再度検討を要する課題としての指摘に止めておく。

他方、各試験研究機関と同様に農場を保有し、そこで生産物を販売している府立大学では、生産物である野菜や果物等について週2回の頻度で府民に対して販売を行っている。対象は近隣の府民に限られているから必ずしもベストの方法とはいえませんが、府民の負担で実施された試験研究の副産物を府民に還元するという意味では、より望ましい方法であると言える。したがって、各試験研究機関においても、試験研究の副産物である野菜や果物等について、積極的に府民に対して販売するような方策を検討する余地があると思料する。

たとえば、販売に関して定例の曜日や時間を設定し、事前に広報誌等を通じて告知した上で近隣の府民に広く購入の機会を付与することによって、安定的な販売量を確保することが可能となる。それと同時に、各試験研究機関に対する府民の認知度を高め、さらにはその存在に対する理解を深めるきっかけにもなるとも考えられるから、まさに一石二鳥の効果が得られるといっても過言ではない。この機会に是非とも前向きな検討が進められることを期待する。

(2) その他の収入項目について

その他の収入に関する稟議書等必要書類を閲覧し、担当者への質問を行った結果、問題となる事項は、検出されなかった。

1.2. 契約事務及び支出事務について

1.2.1. 監査の視点

本来、契約は自由に締結することができるのが原則（契約自由の原則）であるが、京都府が締結する契約は公益を目的とするものであることから、地方自治法、同施行令及び京都府会計規則等の法令等の規制を受けることは言うまでもない。したがって、業務委託契約が上記法令等に準拠して行われたものであるか否か、その合規性を検討するとともに、公正性及び経済性という観点からも検討を加えた。

1.2.2. 監査手続

平成16年度の業務委託契約につき、予定価格調書、支出負担行為の協議書及び契約書等を閲覧し、過去3期にわたる業務委託契約の相手方、契約金額及び契約方法について推移表を作成した。そして、これらの内容を検討するとともに、契約手続が上記法令等に合致しているか否かその合規性を検証した。

1.2.3. 監査の結果 - 問題点の指摘と改善提案

(1) 競争入札によらない事例についての疑問

地方自治法は、契約については一般競争入札を原則とし、補完的に指名競争入札、随意契約及びせり売りを定めている（地方自治法第234条第1項）。

監査の対象とした平成16年度の京都府における各試験研究機関別の業務委託契約件数は【表1.2.3】のとおりであった。

【表 1.2.3】 試験研究機関別業務委託契約件数

	委託契約		競争入札	随意契約
		(注)		
農業総合研究所	20	1	0	20
農業資源研究センター	45	21	2	43
丹後農業研究所	8	0	0	8
茶業研究所	11	1	0	11
合 計	84	23	2	82

(注) は委託契約の内 100 万円以上の契約件数を示している。

【表1.2.3】からは、競争入札による契約締結数が2件（ちなみに、平成15年度及び平成14年度はいずれも3件）と極めて少数であることが確認できる。契約件数から単純に計算すると、例外的な契約方法として規定されている随意契約が全体の97%を占めていることになる。

地方自治法が公正性、透明性及び経済性を確保するため、原則として競争入札によることとしている趣旨に照らすと、随意契約による場合は、その理由が明確でなければならない。しかし、監査の結果、随意契約とする理由を消極的に解釈せざるを得ない事例や随意契約としているにもかかわらず、複数の相手方から見積書を徴取するといった基本的な手続きが行われていない事例が散見された。

(2) 設備投資後のメンテナンス業務に係る契約についての疑問

平成10年3月に財産管理課より「庁舎管理に係る委託契約の取扱いについて」という文書が配布されている。この文書の中には、本庁の委託契約方針として、「設備の運転管理業務は、指名競争実施後さらに2年間は落札者と随意契約とする。ただし、従来の5年サイクルを尊重した上で移行する。なお、設備の機能を維持するためのメンテナンス契約については、従来どおり設置業者との単独随意契約とする。」との記載がある。

しかし、設備の機能を維持するためのメンテナンス業務については、必ずしも設置業者でなくとも実施可能な場合もあり、法令等が競争入札を原則としていることに鑑みると、そのような場合にまで一律に設備の設置業者との単独随意契約とすべき積極的理由は見当たらない。むしろ、広く契約の相手方を競争させ、公正性、透明性及び経済性を確保する方法を採用する方が発注サイドにとってはメリットが大きいはずである。

また、このことは、単年度会計主義が採られている関係から、設備投資時に設備設置後のメンテナンス費用が考慮されることなく、設備投資時に最も有利な価格を提示した業者が落札している事情を想定すると、当該メンテナンス業務

に技術的、法的及び経済的な理由等があつて単独随意契約が最善の方法である場合を除いて、特段の事情のない限り契約に関する法令に従い、原則を競争入札とし例外を随意契約とする方法を採用すべきである。

また、随意契約を締結する場合であっても、代替的な業者が存在する限り原則として複数の業者から見積書を徴取すべきである。

しかし、一方で、設備の設置に伴うメンテナンス業務は、試験研究機関という特殊性から、緊急時の対応を重視して当初の設置業者と契約することが望ましいとする見解もある。そこで、この見解による場合は、設備設置後の相応の期間のメンテナンス費用も含めた金額で設備投資に係る競争入札を実施して業者の選定を行うべきであろう。そうでなければ、当初の設備投資額については格安の条件で落札しておきながら、後日のメンテナンス費用については割高な条件を提示されるというリスクが排除できないからである。こうしたリスクを排除するためにも、メンテナンス契約についてもできるだけ競争入札による方が望ましい。

なお、平成15年度に農業資源研究センターでは、X X社の吸収冷温水器に係る保守点検業務を指名競争入札によりA社に委託している。これに対し、農業総合研究所及び丹後農業研究所では、同一の吸収冷温水器に係る保守点検業務を随意契約によりB社ないしC社（B社、C社は実質的に同一）に委託している。同一の設備に関する保守点検業務でありながら、当初の設置業者であるというだけの理由で随意契約としている農業総合研究所及び丹後農業研究所の対応は説得力に欠けるとともに、農業資源研究センターにおける対応と異なっており、疑問の残るところである。

(3) 予定価格の設定における複数の参考見積書の徴取について

予定価格の設定方法について、京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号）では「予定価格は、適正な価格で契約を締結するために、あらかじめ仕様書、設計書等の内容、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期限の長短等を総合的に考慮して定めなければならない」（第146条）としている。また、随意契約の場合でも競争入札に準じて予定価格を定めることを求めている（第162条）。したがって、予定価格については、積算による場合は正確な積み上げが必要であり、また専門的なものや特殊なものについては複数の業者から参考見積書を徴取するなどして適正な時価を把握し、公正妥当な価格を設定することが求められる。

しかし、監査の結果、特定の業者からのみ参考見積書を徴取し、その価格をもって予定価格としている事例が見受けられた。この場合、予定価格に合理性・公正性が担保されていないことになり、京都府会計規則が予定価格の設定手続を定め、実務上の契約の基準として拘束力を持たせている趣旨が没却されていると言わざるを得ない。

(4) 随意契約における複数見積書の徴取について

随意契約は相手方選択の公正性や透明性、さらには競争による経済性が図りにくいだけでなく、相手方の選択が情実に左右されやすい等のデメリットがある。そこで、京都府会計規則では、これらのデメリットを防止するため、「随意契約によろうとするときは、契約内容その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない」（第163条第1項）としている。しかし、監査の結果、同条第1項各号に規定する例外に該当しないにもかかわらず、複数の見積書を徴取することなく随意契約としている事例があった。随意契約締結にあたり複数の見積書を徴取していれば、その時点において競争原理が機能する機会も得られるが、特定の者からの見積りのみによって随意契約を締結した場合、その価格に公正性や経済性等が担保されているとはいえない。

さらに、「随意契約によろうとするときは予定価格を定めなければならない」（第162条）とされている。この予定価格とは、競争入札において落札のみを企図した低廉な価格を排除するべく、発注サイドにおいて予め妥当と考えられる価格を見積っておく趣旨であるが、それは随意契約においても準用されるべき性質のものである。したがって、この予定価格の設定にあたっては高度の客観性が求められることは言うまでもない。ところが、予定価格の基礎となる参考見積書を徴取した業者と単独随意契約を交わしている事例が検出された。この場合、契約価格は当然に予定価格と一致するわけであるが、このような場合の予定価格の意義とは何なのであろうか。ただ会計規則の規定を形式的に遵守しているだけで、その趣旨を正確に理解しているとは思えない。

したがって、随意契約においても、客観的な予定価格を設定した上で、複数の業者から見積書を徴取する手続きは欠かすことのできないものといえる。

(5) 参考見積価格を徴取する際の業者リストの検討

いかなる組織においても人事異動は欠かせないものであり、それは京都府においても同様である。人事異動の際には十分な引継ぎが行われ、業務に支障が生じないように配慮されるべきであるが、様々な委託業務について、各個人が個々の委託業務に係る同業他社を熟知することは困難なことである。随意契約の締結のために複数の業者から参考見積等を徴取する際の業者リストについては、各試験研究機関に一任するのではなく、京都府が有している情報を各試験研究機関等地方機関に提供することが望ましい。これにより、各試験研究機関では、広く相手方を選択できることになり、結果的に競争原理を働かせることができると考えられる。例えば、京都府が保有している情報のデータベース化や年度末における最新の業種別業者リストの配布等、情報を共有化するための手法について検討されるべきである。

1.3. 財産管理について

1.3.1. 監査の視点

行政目的遂行に必要と判断され、適正な価格により取得された備品について、適正な物品管理が行われているか否か

について、京都府会計規則及び京都府物品管理規程（昭和52年京都府訓令第4号、京都府会計規則第184条）に照らして合規性を検討し、さらに経済性や効率性、有効性の観点からも検討を加えた。

1.3.2. 監査手続

備品等出納（受払）表と現物の整合状況を検証するために、平成16年度の備品等出納（受払）表より無作為に抽出した備品を現地に於て現物と照合した。

また、現場にある備品を任意に抽出して備品等出納（受払）表への記載が適切になされているかを検証した。

さらに、京都府物品管理規程には、物品管理者等は毎月1回例日を定めて、その所属に係る物品について点検し、有効かつ適正な活用を図らなければならないと定められているため（第6条）備品の管理状況等につき現場での定期的な現物確認作業等を行っているか質問等を実施し、その合規性につき検討した。

1.3.3. 監査の結果 - 問題点の指摘と改善提案

(1) 備品等の現物確認について

各試験研究機関において現物監査（以下、「実査」という。）の対象とした資産は【表1.3.3】のとおりであった。実査の結果、備品台帳に記載されていた資産は、いずれの研究所においても現物が確認された。

【表 1.3.3】 実査対象資産の内訳

(金額単位:千円)

	合計品目数	合計数量	合計金額
農業総合研究所	10	10	70,829
農業資源研究センター	13	43	331,609
丹後農業研究所	9	15	36,293
茶業研究所	6	30	66,541
合 計	38	98	505,273

なお、前述のとおり、毎月1回の現物確認が物品管理規程第6条において規定されているが、いずれの研究所においても、毎月1回例日を定めての現物確認は行われていない。つまり、上記規定はもはや形骸化し、現場では蔑ろにされているということである。

思うに、毎月1回の現物確認を要求する上記規程は、やや厳格に過ぎるようにも思われる。厳格であるが故にかえって形骸化を招いているとすれば、実効性のある規定に改める努力も必要であろう。たとえば、1年ないしは半年に1回の現物確認を要求するよう回数を緩和する一方、管理者には確実な実施を義務付けるなどの対応を検討してみてもだろうか。

(2) 遊休機器備品の取扱いについて

実査の結果、現在使用されていない機器備品が全ての試験研究機関において検出された。これら現在使用されていない機器備品（以下、遊休機器という）については、陳腐化等の理由で通常の使用が見込めなくなったもの、通常使用している機器の修理時における交換部品として利用するために保存しているもの、当該試験研究機関では利用予定がなくなったもの等に分類できる。しかし、これら遊休機器は本来の機器として機能していない以上、通常の機器と同様の管理をしていることは、京都府会計規則に照らして適切とはいえない。同規則には、返納（第196条）や保管換え（第207条）といったルールがあるので、そのルールに沿った対応をとるべきである。そして、試験研究用機器備品の有効利用の観点から、速やかに返納または保管換えの手続きを行い、とりわけ上記の状態にあるものについては、他の試験研究機関を含めて京都府全体での再利用なり有効利用なりを検討すべきである。

この点に関して、例えば静岡県では、農業試験場など県の12の試験研究機関の機器の性能や管理状態などを一元的に整理し、試験研究機関同士で融通し合うなど機器を効率的に活用するために試験研究機器に関する情報をデータベース化している。同県においても、従来、機器は「備品台帳」でのみ管理されていたが、その性能や管理状態などを把握できる状況になく、情報を共有するシステムもなかったため、研究機関同士での試験研究機器の融通や共用はほとんど行われていなかったという。京都府における状況とも酷似しているだけに、静岡県の取り組みについて参考とするべき余地は少なからずあると思料する。

(3) 試験研究用備品の使用記録簿の整備

各試験研究機関は、その目的遂行のために専門性の高い機器を備品として保有している。これらの備品については、その重要性を勘案した上で特に必要なものについては使用記録を記載すべきである。一部の試験研究機関で備品の使用記録簿を記載していたが、試験研究機関全体として統一された様式のものではなかった。

使用記録簿に記載することにより、その備品の使用状況が把握でき、目的遂行に必要な備品支出であることの立証に資するだけでなく、今後の取替投資など試験研究機関として必要不可欠な設備投資の必要性を証明するための情報を得ることができる。

また、今後、原価意識の高まりを受けて公共団体の会計にも原価計算が求められることが想定されるが、この原価計

算においては使用記録に関するデータが投下した設備投資額を研究テーマ毎に的確に配賦する際の一つの判断基準となり、テーマ別試験研究に係る原価の認識に有用なデータを得ることに繋がる。

したがって、少なくとも専門性の高い試験研究機器については、各試験研究機関において使用記録簿を整備することが喫緊の課題といえよう。

(4) 備品の年齢調べの必要性

企業会計においては、土地を除く固定資産は減価償却を行うことによって費消した価値の認識を行うとともに、その資産の経済的価値ないしは残存価値を測定しているが、公共団体の会計にはそのような手続きは存在しない。したがって、過去に行政目的により取得した資産について、その経済的価値を測定するツールが存在しないことになる。

京都府における現在の備品等登録表は取得日が記載されているので、取得してから何年が経過しているのかは把握できるが、その資産の価値を測定するための情報は盛り込まれていない。したがって、耐用年数を超えて使用している場合等、陳腐化している資産を別途把握する必要がある。この点に関して、制度上規定されていないが、企業会計で用いられている減価償却の手続きを準用することにより資産の価値を測定できる。つまり、公共団体の会計には規定されていない減価償却を運用面で試算することにより、企業会計の優れている点を取り入れ、参考情報として入手しておく意義は非常に大きいと言える。すなわち、試験研究機関という特殊性を考慮すると、試験研究に不可欠な研究備品は、再投資または修繕による機能維持が必要であり、それをあらかじめ予算措置しておかなければ、試験研究活動に支障をきたし、ひいては満足な成果を得ることができず、結果として試験研究機関の存在意義を希薄にもしかねないからである。

減価償却の手続きには、その資産の経済的耐用年数を見積り、その見積耐用年数にわたって毎年一定額の価値減少部分を償却費として認識する定額法等の方法がある。また、このような減価償却計算は、資産の取得価額から償却相当額を減額させることによって、その資産の価値を測定するため、減価償却を行うことによって客観的な資産評価も可能となる。こうした資産価値測定方法から取替投資等に有用な情報も入手可能である。各試験研究機関においても、減価償却の考え方を取り入れて、常に資産の価値を測定しておくことは決して無駄ではないと思料する。

2. 各試験研究機関での監査結果

2.1. 農業総合研究所

2.1.1. 収入事務について

(1) 収入金額の推移

農業総合研究所における過去5年間の収入額の推移は、【表2.1.1】のとおりである。

【表 2.1.1】 農業総合研究所における収入金額の推移

(単位:千円)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
使用料及び手数料	373	510	348	1,544	793
国庫支出金	17,487	21,995	21,969	19,788	20,631
財産収入(生産物販売)	5,275	5,465	5,280	5,828	5,240
寄付金収入	10,700	700	700	700	700
諸収入(受託事業)	9,920	8,073	8,892	9,453	9,851
(その他)	138	107	109	104	131
計	43,893	36,850	37,298	37,417	37,346

なお、上記収入項目のうち農業総合研究所における直接収入は、「使用料及び手数料」、「財産収入(生産物販売)」及び「諸収入」である。

(2) 監査の結果-問題点の指摘と改善提案

生産物販売方法の再検討について

農業総合研究所における試験研究の副産物である米や野菜果物等の生産物の売却価格については、原則として市場価格(「JA全農京都の「京都市況表」等の5日間中値平均)を参考に設定されており問題となる事項は検出されなかった。

他方、販売先については、米の販売については農協に対して農協が設定した単価で販売を行っているが、それ以外の野菜果物等については、年1回の施設公開日に参加した近隣住民へ直接販売する場合を除いて、そのほとんどを南丹広域振興局の職員に販売している。また、その販売方法についても、農業総合研究所の庶務部職員が生産物を南丹広域振興局へ持参し、振興局職員に直接手渡しているのが実態である。

農業総合研究所での生産物が試験研究の副産物的なものであっても、そのコストは府民の負担によっていることを考えた場合、府の職員にのみ販売が行われていることには疑問が残るところである。また、振興局職員への販売に従事している農業総合研究所庶務部職員の当該業務にどれだけの時間を費やしているかについては詳細なデータを入手できなかったが、農業総合研究所の平成16年度における米の販売を除く生産物販売収入は僅か4百万円程度であるから、週に

3日も振興局へ販売に出向く職員の人件費がカバーできているのどうか大いに疑問が残る。費用対効果を考えた場合、庶務部職員が生産物を販売するより、むしろ廃棄処分をした方が結果としてコストの負担が小さくなる可能性もあるとすれば、検討の余地は小さくないと料する。

他方、農業総合研究所と同様に農場を保有し、研究課程において野菜等の副産物が生産されている府立大学では、産出された野菜や果物等について週2回のペースで府民に対して販売を行っている。対象は近隣の府民に限られているから必ずしもベストの方法とはいえないが、府民の負担で実施された研究の副産物を府民に還元するという意味では、より望ましいといえよう。したがって、農業総合研究所においても、試験研究の副産物である野菜や花き等について、積極的に府民に対して販売する方策を検討してはどうであろうか。もちろん、その際にも前述の費用対効果の発想を忘れてはならないのであって、府民への販売にあたって人件費の高い庶務部職員を専従させるような愚策が許されないことは言うまでもない。

なお、定例の曜日や時間を府民公報等を通じて告知した上で、近隣の府民に販売することによって安定的な販売量を確保するとともに、農業総合研究所に対する近隣府民の認知度を高め、さらには理解を深めるきっかけになれば、その副次的効果は小さくないと思われる。いずれにせよ、副産物である野菜や花き等について、近隣府民への販売を検討することは、農業総合研究所にとって一石二鳥の効果が得られる貴重な機会でもあるから、是非とも前向きに検討されることを期待したい。

2.1.2. 契約事務及び支出事務について

(1) 推移表

農業総合研究所における契約事務について過去3年間の推移を示したものが、【表2.1.2】である。

【表 2.1.2】 農業総合研究所における契約事務の推移

(単位:千円)

	事業の名称	委託先	契約形態	注	14年度	15年度	16年度
1	電気等保守点検	A	随意契約	*1	699	769	769
2	電気等保守点検	B	随意契約	*1	840	815	815
3	電気等保守点検	C	随意契約	*2	1,418	1,302	1,302
4	清掃業務	D	随意契約	*1	0	729	650
合 計				*3	7,108	6,396	6,142

*1 京都府会計規則 161 条の 2 を理由に随意契約

*2 地方自治法施行令第 167 条の 2 により随意契約

*3 推移表は 50 万円以上の委託事業契約のみを表示している。従って、合計金額欄が委託事業費全額を表示しているため表の合計とは一致しない。

なお、B社は平成14年及び15年は別会社（b社）であったが、実質的に同じ会社であると判断して名寄せしている。

(2) 監査の結果-問題点の指摘と改善提案

設備のメンテナンス業務に係る無条件随意契約の合理性

C社の電気保守点検業務について、平成16年度支出負担行為の協議書上では、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号ないし第5号を根拠として当初の設備設置業者と単独随意契約をしているが、平成17年度の同協議書上では近隣府県の業者から見積書を徴取している。設備の設置業者以外でもメンテナンス業務が行えるのであれば、当初の設備設置業者との単独随意契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する「その性質又は目的が競争入札に適しない」場合にのみ随意契約を容認した同施行令の趣旨に背くことにもなりかねず、早急に改善すべきであると考えらる。

設備投資後のメンテナンス業務に係る随意契約の是非について

B社の電気等保安点検業務は、吸収冷温水器保守点検業務としてXX社のものを使用していることから随意契約となっているものである。ところが、この設備と同一の設備を保有する農業資源研究センターでは、他の保守点検とあわせて平成15年度から指名競争入札によりA社に委託している。

つまり、同一の設備に係る保守点検でありながら設備の設置業者であるという理由だけで随意契約としている農業総合研究所の説明は、農業資源研究センターにおいて指名競争入札が行われている事実をもって既に破綻しているのであり、もはや随意契約に拘泥する積極的理由はないと言わざるを得ない。

予定価格の設定における複数の参考見積書の徴取について

A社、B社及びD社の事例では、これら特定の業者からのみ参考見積書を徴取し、その価格をもって予定価格としている。特定の業者から入手した参考価格が予定価格とされ、さらにそれらの業者と随意契約が交わされたのでは、公正性が担保されているとはいえないであろう。

2.1.3. 財産管理について

(1) 監査の結果-問題点の指摘と改善提案

備品等の現物確認について

平成16年度備品等出納(受払)表より無作為に抽出しリストアップした10種10品目について実査した結果、1種1品目を除いて抽出したすべての備品につき現物が確認され、添付すべき備品シールが適切に貼付されていた。なお、現物が確認できなかった1種1品目は、平成17年5月17日に廃棄処理されていたことが判明した。また、現地にて任意に選定した1品目につき、備品等出納(受払)表への記載の有無を確かめたが、適切に備品等出納(受払)表に記載されていた。

しかし、毎月1回例日における定期的な現物確認作業等が京都府物品管理規程において定められているが、その作業が行われた事実は確認できなかった。したがって「1. 監査結果総括」における「1.3 財産管理について」の項目中「1.3.3 監査の結果 (1) 備品等の現物確認について」(145ページ)において指摘した問題点は農業総合研究所においても指摘し得ることを申し添えたい。

2.2. 農業資源研究センター

2.2.1. 収入事務について

(1) 収入金額の推移

農業資源研究センターにおける過去5年間の収入金額の推移は、【表2.2.1】のとおりである。

【表 2.2.1】 農業資源研究センターにおける収入金額の推移

(単位:千円)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
使用料及び手数料	52	54	51	47	48
国庫支出金	8,150	7,723	3,483	3,683	723
財産収入(生産物販売)	525	661	836	778	860
寄付金収入	0	0	0	0	0
諸収入(受託事業)	160	32,122	48,823	38,868	7,740
(その他)	26	8,281	13	9	5
計	8,914	48,841	53,205	43,384	9,376

上記収入項目のうち、農業資源研究センターにおける直接収入は、「使用料及び手数料」、「財産収入(生産物販売)」及び「諸収入」である。

(2) 監査の結果-問題点の指摘と改善提案

生産物販売方法の再検討について

試験研究の副産物である野菜や果物等の売却単価については、原則として市場価格(JA全農京都の「京都市況表」等の前一週間中値平均または京都市中央卸売市場の一週間中値平均)を参考に設定されており問題となる事項は検出されなかった。

他方、販売先については、米については農協に対して農協が設定した単価で販売しているが、それ以外の生産物については、年1回行われる施設の公開行事に参加した近隣住民へ直接販売する場合を除き、そのほとんどを山城広域振興局の職員に対して販売している。その販売方法等については前述した農業総合研究所の事例と重複するので省略するが、「2.1.1 収入事務について (2) 監査の結果 生産物販売方法の再検討について」(146ページ)で詳述したのと同様の状況にあることを指摘することができる。ただし、農業資源研究センターにおける平成16年度の米を除いた生産物の販売収入は735千円に過ぎないから、問題の大きさは農業総合研究所の比でないとも言える。しかし、逆にそれだけの収入しかないにもかかわらず、農業資源研究センターの庶務部職員が相当の時間コストを生産物の販売に投下しているとしたら、逆に問題は大きいのかも知れない。費用対効果の観点から、試験研究の副産物である野菜や果物等の販売のあり方について再検討することが喫緊の課題であることは、農業総合研究所の項で指摘したのと同様である。

2.2.2. 契約事務及び支出事務について

(1) 推移表

農業資源研究センターにおける契約事務について過去3年間の推移を示したものが、次ページの【表2.2.2】である。

【表 2.2.2】 農業資源研究センターにおける契約事務の推移

(単位:千円)

	事業の名称	委託先	契約形態		注	14年度	15年度	16年度
			契約形態	注				
1	設備管理業務	A	随意契約	*		17,822	1,061	16,893
1-2	設備管理業務	A	指名競争入札				13,545	
2	設備管理業務	B	随意契約	*		1,834	1,834	1,834
3	設備管理業務	C	随意契約	*			1,320	1,208
4	庁舎ビル保全管理	D	指名競争入札			3,402	3,885	
5	庁舎ビル保全管理	E	指名競争入札					3,149
6	庁舎ビル保全管理	F	随意契約	*		1,640	1,393	1,568
7	機械警備	G	随意契約	*		3,454	3,454	3,454
8	各種実験設備機器の保守管理	H	随意契約	*		3,528	3,528	2,898
9	各種実験設備機器の保守管理	I	随意契約	*		4,892	4,892	4,892
10	各種実験設備機器の保守管理	I	随意契約	*		1,550	4,570	2,426
11	各種実験設備機器の保守管理	J	随意契約	*		6,581	6,581	6,581
12	各種実験設備機器の保守管理	J	随意契約	*		1,680	1,680	1,680
13	各種実験設備機器の保守管理	J	随意契約	*		3,077	2,416	2,270
14	各種実験設備機器の保守管理	K	随意契約	*		3,077	3,077	3,077
15	各種実験設備機器の保守管理	L	随意契約	*		1,428	1,680	1,543
16	各種実験設備機器の保守管理	M	随意契約	*		2,831	2,831	2,831
17	各種実験設備機器の保守管理	N	随意契約	*		1,856	1,856	1,856
18	各種実験設備機器の保守管理	O	随意契約	*		1,303	1,303	1,728
19	各種実験設備機器の保守管理	P	随意契約	*		1,302	1,302	1,302
20	各種実験設備機器の保守管理	Q	随意契約	*		1,071	1,071	1,071
21	各種実験設備機器の保守管理	R	随意契約	*		1,050	1,050	1,050
22	試験研究等に係る分析	S	指名競争入札			6,825		
23	試験研究等に係る分析	T	指名競争入札				6,720	
24	試験研究等に係る分析	U	指名競争入札					6,300
25	試験研究等に係る分析	V	随意契約			1,356		
合 計						85,381	83,374	80,939

(*) 地方自治法施行令第 167 条の 2 により随意契約としているものを示す。

なお、【表2.2.2】は100万円以上の委託事業契約のみを表示している。従って、合計金額欄が委託事業費全額を表示しているため表の合計とは一致しない。

(2) 随意契約の理由について

農業資源研究センターにおける契約金額100万円未満の随意契約の理由についてまとめたものが、【表2.2.2の2】である。

【表 2.2.2 の 2】 契約金額 100 万円未満の契約に係る随意契約の理由

	事業の名称	委託先	随意契約の理由		金額 (千円)
			甲	乙	
1	設備管理業務	AA	○		869
2	設備管理業務	BB	○		630
3	設備管理業務	CC	○		795
4	設備管理業務	DD	○		578
5	庁舎ビル保全管理	EE	○		669
6	自家用電気工作物保安管理	FF	○		799
7	各種実験設備機器の保守管理	GG		○	931
8	各種実験設備機器の保守管理	HH		○	998
9	各種実験設備機器の保守管理	II		○	630
10	各種実験設備機器の保守管理	JJ		○	599
11	各種実験設備機器の保守管理	KK	○		945

甲：京都府会計規則 161 条の 2 を理由として随意契約となっているもの

乙：地方自治法施行令第 167 条の 2 を根拠として随意契約となっているもの

(3) 監査の結果-問題点の指摘と改善提案

競争入札実施年以降の無条件随意契約締結の可否について

A社の設備管理業務は、各種設備の保守・点検及び消防設備の定期点検業務であり、平成15年度に指名競争入札により契約し、平成16年度は平成10年3月に財産管理課から配布された「庁舎管理に係る委託契約の取扱いについて」に準拠して随意契約としている。しかし、平成15年度と16年度を比較すると、平成16年度は非常用発電機始動用蓄電池の定期的交換等を行うための項目が追加されたこと等により支出金額が増加している。このように明らかな契約内容の追加や変更がある場合は、前年度に競争入札を行っていたとしても、平成16年度には改めて競争入札を行うべきであろう。少なくとも追加契約に関しては複数の業者から見積書を徴取すべきであった。

設備投資後のメンテナンス業務に係る随意契約の是非について

設備投資後のメンテナンス業務に係る業務委託契約については、F社及びJ社を除き、いずれも当初の設備設置業者であるという理由で単独随意契約とされているが、この契約に疑問の余地があることは既述のとおりである。

予定価格設定における複数の参考見積書の徴取について

AA社、BB社、CC社、DD社、EE社、FF社及びKK社とは、いずれも100万円未満の契約であるため随意契約としているが、当該業者からのみ参考見積書を徴取し、その価格をもって予定価格としていた。特定の業者の見積りを予定価格とすることの問題についても既述のとおり疑問の残る措置と言わざるを得ない。

随意契約における複数見積りの徴取について

AA社、BB社、CC社、DD社、EE社、FF社及びKK社とは、いずれも100万円未満の契約であるため随意契約としているが、見積り合わせを行うことなく当該業者からの見積書のみを入手し、その金額によって随意契約を行っていた。

随意契約の締結にあたって、複数の業者から見積書を徴取することとすれば、少なくともその時点で一応の競争原理が働くと思われるが、そうした機会を設けることなく特定の業者と随意契約を締結した場合には、その契約価格に公正性や経済性等が担保されないことになる。

さらに、この特定の業者は予定価格の基礎となる参考見積書の徴取先でもあった。この場合、予定価格から乖離することのない金額で契約を締結することになるのであるから、およそ競争原理が機能する機会は皆無であり、競争入札を原則として、公正性や透明性ひいては経済性等を確保しようとする諸制度の趣旨は蔑ろにされているのではないだろうか。

2.2.3. 財産管理について

(1) 監査の結果-問題点の指摘と改善提案

備品等の現物確認について

平成16年度備品等出納（受払）表より無作為に抽出しリストアップした13種43品目について実査した結果、抽出したすべての備品について現物が確認された。また、添付すべき備品シールも適切に貼付されていた。さらに、現地に於て任意に抽出した1品目につき、備品等出納（受払）表への記載の有無を検証したところ、これは適切に備品等出納（受払）表に記載されていた。

しかし、毎月1回例日における定期的な現物確認作業等が京都府物品管理規程において定められているが、その作業が行われた事実は確認できなかった。これは農業総合研究所における状況と全く同様であり、したがって「1. 監査結果総括」における「1.3 財産管理について」の項目中「1.3.3 監査の結果 (1) 備品等の現物確認について」(145ページ)において指摘した問題点は農業資源研究センターにおいても指摘し得ることを申し添えたい。

公開実験室の貸与について

農業資源研究センターでは、京都府民の農業やバイオテクノロジーに対する生涯学習の場として、また、農業者や農業団体、研究者、企業などの研究活動を支援する場として公開実験室を設置しており、この公開実験室ではクリーンベンチ（無菌操作台）、培養室、顕微鏡などの設備が無料で利用できることになっている。

公開実験室に関する利用要領及び公式ホームページ等では、「京都府内在住の農業者、農業に関心のある方、府内の公共団体または農業団体、農業関係団体・企業などに所属されている方に利用者を限定し、利用者は、植物に関するバイオテクノロジーに関する基本的技術の習得の場及び育種技術などの試験的研究の場として公開実験室を利用することができる」旨が規定されている。

しかし、実際の利用状況等について検証してみると、利用頻度はほぼ毎日と高いものの、利用者が特定の個人や団体職員に偏っていることが判明した。

府民の利用を目的に府の施設を公開することの意義を否定はしないが、実験室の利用という特殊な場面では、実験機器の取扱いに関する基礎的な知識や技能が要求されるから、府民に広く門戸を開放しているといっても、その対象が限定されることは容易に想像できる。その結果、特定の個人等が材料費等の実費のみの負担で府の施設を利用している現状では当該個人等に対する経済的便宜を供与しているという懸念を払拭することができない。したがって、公開実験室の貸与に関しては、利用者に材料費等の実費負担を求めているとはいうものの、本来は設備の利用に伴う適正な対価を求めべきであると考えらる。

さらには一歩踏み込んで、実験機器のメンテナンス費用等を削減する観点から公開実験室そのものの存続についても検討する必要があると料考する。